

第1条 契約の履行にあたって、履行期限又は期間内にその義務の完全な履行をしなければならない。ただし、日曜日、国民の祝日、年末年始の休暇日はこの日数に算入しない。

2 前項の期限又は期間は、天災事変その他やむを得ない事由によって期限又は期間内に義務を履行することができないときは、その事由を具して期限又は期間の延長の願い出をすることができる。

第2条 納入品は、見本又は別紙設計書、明細書、仕様書、図面等によるものとし、見本その他により品質を指示しないときは、中等以上のものでなければならない。

第3条 乙は物品持込と同時に納品書を提出しなければならない。なお、一旦持込をしたものについては、甲の許可なくしてこれを引き取ってはならない。

第4条 納入物品は、甲の所定の検査に合格したものであって、その検査に要する費用及び検査のために変質、変形又は消耗毀損したものは、すべて乙の負担とする。

2 前項の検査は、支障のない限り持込日より10日以内（休日を除く）に着手するものとして乙は甲の指定の日時及び場所において検査に立会わなければならない。乙が立会わなければ、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

第5条 検査の結果不合格品を生じたときは、乙は遅滞なくこれを引き取りさらに納品しなければならない。

2 甲は、前項の不合格品につき特に1回限り相当の日数を指定し手直し又は引換えの期限を与えることがある。

3 乙が提供した履行の目的物にわずかな不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価の上採用することができる。

第6条 乙が遅滞なく不合格品の引き取り、又は毀損の補修をなさないとき、又は本契約より生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを執行する。ただし、これがため、乙に損害が生ずることがあっても甲は賠償の責を負わない。

第7条 物品の所有権は、その引渡場所において、検査に合格したとき、乙より甲に移転するものであって、所有権移転前に生じた亡失又は毀損はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大なる過失によって生じた損害はこの限りではない。

第8条 代金又は契約保証金は、物品完納後乙の請求を受けた日より30日以内（休日を除く）にこれを支払い又は還付する。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

第9条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れた瑕疵について、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に任ずる。

第10条 契約期限又は期間を過ぎて、契約者の履行を認める場合においては、第1条第2項の事由による場合を除き、契約金額に年5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めたときはこの限りではない。

第11条 前項の延滞違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。検査が不合格となった場合における、その手直し、補強又は引換えのためにする第1回の指定日数についても同じである。

第12条 甲は、必要があると認めたときは、その契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

2 前項の履行中止期間が引き続き3月以上に及ぶとき、乙は全部又は一部の契約解除を請求することができる。

3 前2項の場合において甲は乙の請求により30日以内（休日を除く）に既納品の代金を支払い、かつ保証金がある場合は、これを返還しなければならない。

第13条 乙が次の各号の一に該当する場合においては、甲は契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当り、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申立てがあったとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としてしている場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

(6) 前条第2項に定める場合のほか、乙の契約解除の願い出があったとき。

(7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

第14条 契約の解除は延滞金の徴収を妨げない。

第15条 本契約により生ずる権利義務は、これを譲渡し又は担保に供することができない。

第16条 この契約に関して、甲乙間に紛争が生じた場合の訴訟の提起、申立等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

第17条 甲が第12条第3項に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として、請求することができる。

第18条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本証書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。